

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886</a>



極 秘  
無 期 限  
/ 部の内  
6 号

紙/④

(外務大臣訪米用資料)

大臣、國務長官会議發言要領  
(案)

昭和44 5.26  
アメリカ局

1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度
2. 日米両国関係とそのアジアでの役割
3. 沖縄問題

#### 1. 日本周辺の国際情勢と日本の態度

第二次大戦後半世紀を過ぎた現在でも世界各地の情勢は決して楽観を許さないが、特に極東においては勢力均衡上不安定要因がきわめて多く、アメリカのなみなみならぬ努力により今日まで一脈毒腺が保たれている。米國は朝鮮戦争及びヴェトナム戦争を通じて共産主義の進出を阻止し、韓国及び南越のみならず、日本はじめ周辺アジア諸國に外的脅威への有効な対処を可能とする国内成長達成の時間的余裕を与えたが、わが國としては深くこれを多としている。

以下、最近特に注意深く見守る必要がある朝鮮半島、中共及びヴェトナム情勢及びそれに対するわが國の態度につき概説したい。

#### (1) 朝鮮半島

(1) 4月/5日の米軍0-1/2/機撃墜事件以来の緊張が高まったが、私はとくに、北鮮の暴挙の犠牲となつた0-1/2/乗組員の家族及び米國民を代表する貴長官に深甚な哀悼

の意を表し、同時に事件の際の米國政府の  
沈痛な態度に感辭を呈する。

本事件における北鮮の意圖につき私はそ  
の内部的要因、すなわち、極度の精神的緊  
張体制の維持継続のためたえず武装ゲリラ  
の対韓侵入、休戦ライン侵犯事件等を作り  
返さざるをえない点を重要視する。けれど  
韓國の躍進ぶり、中ノ対立の激化、日本の  
經濟大國としての出現等を念む1969年  
の情勢は、1950年当時と比較にならぬ  
ほど北鮮に不利で、今後有利になるとは考  
えられず、金日成の焦燥感が上述の各種緊  
張となつて表われていると思う。しかし、  
米國、韓國の防衛努力の堅固さを前にした  
北鮮に全面戦争突入の決意と準備がある  
とは思えず、今後とも対韓、対米挑発行動を  
覚悟しつつも、米韓側の備えが軍事的また  
は政治的に弱まらぬ限り、全面攻撃は起ら  
ないだろうとわれわれは観ている。

(注) 5月12日A S P A の常任理事会での日韓國大  
使発言参照。

(9) わが國と大韓民國とは国交正常化以来友  
好關係は未曾有の緊密さにあり、政府間(8  
月には閣僚委員会を行なう。)、民間を問  
わず相互の交流は目覚しい。特に貿易の伸  
びはここ3年間年平均50%弱といふ驚く  
べき高率で、日本側の出資問題も解決に向  
つて努力中である。しかしさらに基本的に  
は、日本政府は同國が地理上、戰略上わが  
國の安全保障に死活的重要性を有すること  
にかんがみ、同國の独立と安全への脅威の  
発生は日本の安全に重大な影響を及ぼすも  
のであることを強く認識している(注)。従つて日本政府は、同國の独立と安全の保  
全を援助せんとする米國の努力を高く評価  
するとともに、これを強く支持するもので  
あることは周知のとおりである。

(注) 1968年日韓閣僚委員会共同声明参照。

(4) 中共

(1) 毛沢東及び林彪の中共中央は4月9日全大会を開催、党・政府機構再建、中央・地方党最高人事及び今後の長期政策決定に努めたが、意見の対立等内外の難問多く、政權基礎は安定をみず、實際上人民解放軍の軍政下にある中共で、党・政府の國家機能遂行まで時間を要し、かつ、対軍關係が大問題となる。

(2) 今後中共は毛沢東絶対化の教条主義的強硬路線を貫こうが、具体的政策遂行には中間派・テクノクラート・一般國民の消極的抵抗を考慮し、著しく非現実的、野心的、冒險的政策はとりえないであろう。

中共の外交機能は回復に向いつつ従前の帝國主義反対、ソ連修正主義排除、各國反動派打倒の對外強硬路線を貫こうが、戦術的には「平和共存」政策をも打ち出し、硬直強硬の二面政策を講ずるが、対ソ強硬態度は堅持され、中ソの基本關係の早急改

善の可能性はなく、近い将来中共の對外政策に大転換はありえないであろう。他方東南アジアへは圧力増大の兆し（シンガポール銀行事件、ラオスでの道路警察、タイ東北部及びビルマでのゲリラ活動等）が最近みられつつあり注視を要しよう。

(3) わが国は中華人民國との外交關係の堅持とともに、中國大陸との經濟、文化など各種民間交流を行なつてきているが、文化革命以來中共の對日本政府非難、攻撃はますます強硬化され、特に日米安保條約破壞、對中華人民國断交というわが國の到底受け入れ難い点を強調している。わが國は当面従来どおり「政經分離」政策を進めて行くことが、極東情勢の現実に即した最も妥當な政策であると考えており、他方國連における中國代表權問題につき貴國とますます緊密に連絡、協議して行く。

(4) ヴィエトナム

(1) 我は貴國の新提案がNLFの10項目提案と相違つて實質的討議の基礎となり、平和的解決に向いさらに進展があるよう期待し、和平實現のための貴國の御努力に敬意を表す。特に貴國大統領とチヌ南越大統領とのミッドウェイ島会議が平和的解決への資材提供となることを期待する。

(2) わが國は和平達成の過程で従来からの人道的見地よりする対南越医療協力、難民用住宅建設等民生安定のための援助を強化する考えであるが、和平實現の目途がつき次第、南越を中心とするインドシナ全体の戦災復旧と救済のためできるだけ多くの國による援助のための国際協力方式につき目下検討中である。さらに将来新たなE.O.の設立の可能性にかんがみ、これに参加を要請されれば、国内法制の許す範囲内で積極的に参加しうるよう検討中である。将来ヴィエトナム和平のための国際会議が開催される場合、参加要請があれば積極的に応じたい。

(4) その他

ソ連は引続き対日接近に努め、總理の訪ソを進めているが、總理は北方領土問題未解決中につきこれを拒否している。東欧諸國とわが國との交流は特に経済、文化面で年々上昇しているが、友好國では先月キッシンジャー、ドイツ首相の訪日は大成功に終り、続いてガンジー、インド首相を迎えることとなつており、かくのごとく日本と世界各國との結びつきは強められつつある。

(なお、日本の対アジアについては後述。)

## 2 日米両国関係とそのアジアでの役割

### (1) 両国友好の基本

日米両国の太平洋国家としての友好密接な関係は過去ノ世紀以上にわたり、第2次大戦による一時的中断後の4半世紀の間米国の援助と協力により日本は安定した民主主義国家として成長し、国民総生産では米ノに次ぐ世界第3位の規模にまで発展、日米相互依存、相互協力関係は未曾有の強さにある。

両国は貿易（日本の総輸出額の3分の1は米国向け、かつ日本はカナダについて米国の第2番目の大輸出市場）のみならず国際政治でも緊密に協力し合い、また政府間、民間の交流及び協力関係は政治、経済、文化、教育、科学等あらゆる分野にわたり深まる一方である。両国は自由主義陣営の有力なメンバーとして、先進<sup>エ</sup>国家として、また貿易及び経済のパートナーとして自由、かつ、開放された国際関係を可能ならしめる世界の維持という共通の理想により結ばれ、互に相手が強力、かつ安定し、繁栄することを必要としており、この基本関係は今後永く変わることはない。

### (2) アジアの安定への日本の努力

(1) (基本理念) アジアにおいては日米両国はともに自由主義諸国が平和裡に経済的に繁栄し、政治的に安定する社会の建設を可能ならしめんことを基本方針としておりこの面での相互協力及び相互依存はますます強まりつつある。

前述のとくアメリカの努力によりこれら自由主義国の国内成長が促進されたが、長期的にみて各国の経済的繁栄、ひいては政治的安定の方が国力不相応の軍事力の濫用よりははるかにアジアの安定及び連帯・協力にとり効果的であると思ひ、日本の対アジア経済協力の基本理念はここにあるがさらに日本の安全がもとより極東の安全と切り離して考えられない。(後述の日米安保条約は日本を含む極東全体の安全のために重要である)ので、直接軍事的に極東の安全の維持に貢献しうる立場になく、しかも

アジア唯一の先進工業国たる日本は、非軍事的、経済的な面で貢献すべく最大限の努力を行なつて来ている。

(b) (域内協力の育成) 特に最近域内諸国の連帯及び開発のための地域的協力が注目すべき進展を遂げているが、特に我が国の提唱した東南アジア開発関係会議は、4月はじめのバンコックにおける会合ですでに4回を重ね、経済開発のための地域協力の母体として着実に定着化してきている。さらにアジア太平洋評議会関係会議も参加国間の意見交換と協同事業のための協力を通じて健全な成長を遂げてきており、私は来週日本で開かれるこの会議を主催することになつている。

(c) (日本の援助努力) 日本は経済の進展に応じて1970年代の対アジア援助積極的増大のための具体等を検討中である。先般私はバンコックにおける東南アジア開発関

係会議において、日本の経済成長がもし過去数年と同様ならば、1980年頃の国民総生産は5000億ドル台の規模となる可能性についての試算を紹介したが、福田大蔵大臣も先頃シドニーでのアジア開発銀行総会において、すでに1964年から1967年までの4年間に対外援助の55.6% (政府ベース援助の55.2%) をアジアに向け、1968年には5億ドルに達せしめた日本としては、5年後にこれを倍増したいという発言も、以上のよりの積極的意図の表明である。

他方、1967年秋の佐藤総理大臣のアジア及び米国訪問の際の懸案たりし援助案件は過去2年の間にほとんど解決され、(a) インドネシア援助は1968年には1億1000万ドル、1969年には1億2000万ドルに及び、(b) アジア開発の特別基金に対し本年度も昨年度の2000万ドルと同



類の拠出を考慮しており、同ビルマに対し  
3000万ドルのプロジェクト援助がなさ  
れ、同フィリピンに対し同じく3000万  
ドルの道路借款があり、(4)ラオスのヴィエ  
ンチャン空港拡張のため無償援助がある。

今後さらに拡大されるべき対アジア経済  
協力の方向は多角的援助（アジア開発銀行  
の活用等）中心となるとともに2国間では  
特に韓国、台湾、インドネシアに重点がふ  
かれよう。このためさる5月30日関係閣  
僚会議が開かれ、財政と脱み合せ長期計画  
を策定した。

### (3) 安全保障への日本の努力

(1) (安保条約堅持) 戦後日本の政治的安  
定と経済的繁栄は単に日本人の努力のみな  
らず、世界の平和を支えてきた米国の「核  
の傘」を含む戦争抑止力とアジアにおける  
軍事的プレゼンスにより支えられてきた。  
わが国の自主的防衛努力の足らざるところ  
を補なり日米安全保障条約体制は、わが国  
の独立と安全の確保上必要不可欠のもの  
として日本国民の大多数の静かな力強い支持  
を受けている。安保条約は1970年6月  
以降日米いずれか一方の1年の予告をもつ  
て廃棄可能となるが、政府が本条約を堅持  
することは言をまたず、1970年以降も  
条約を自然に継続せしめる方針であること  
を、ここに本大臣からあらためて貴長官に  
申し上げたい。

これに対し、かねてより1970年を「安  
保の年」として、左翼反体制勢力から  
の大規模な攻撃が予想されるが、政府とし

では斯乎として所信を貫く決意である。これら勢力による、本条約は「米帝國主義」の世界戦略の一環として日本を戦争に捲き込むものであるとの逆宣伝は根拠いが、政府は国会において、また報道機関に対し執つている是正の努力は成果を挙げつつあり、またこれら勢力に連る少数暴力派対策も着々効果を見せている。なお、政府国会での反対派の妨害工作に対し民主主義の正常な運営を守るためあらゆる努力を重ねている。(なお、沖縄問題とも関連し、わが国の内政については後に詳しく申し上げたい。)

(4) (自衛力増進) 日本の自衛力の維持発展(第3条)は国内政治上の諸問題を克服して着実に進捗し、過去8年間(注、36年度~42年度)の防衛関係支出平均成長率は年1.55%という世界でも例の少ない高率(同期間の国民総生産の伸びが年平均1.58%のため目立っていない)で、日本

の防衛努力を立証している。この結果陸上・航空両自衛隊は充実され、在日米陸空機関部隊の撤退が可能となつてすでに久しく、また海上自衛隊も世界海軍中十強に入る実力をもつに至つた。わが防衛当局は目下昭和47~5/年度の第4次防衛力整備計画を立案中で、現在実施中の第3次防衛力整備計画(昭和42~46年度)の支出の2倍強とすることを考えており、完成すれば日本は世界的にきわめて高水準の防衛力を整備することとなる。(なお、現在開会中の国会では陸上自衛隊を18万人とすることを中心とした防衛関係の2法案が種々の政治的障害を越え近く成立する見込み。)

第4次計画の従来と異なる特色は、わが国の自主防衛を本とし、その足らざるところを補う米国の支援を従とすること、海上防衛(なかんずくアジア大陸から太平洋への出口を扼する海峡の防備)に重きをみている。

④ (在日基地の重要性) 米國は日本の基地供与(条約第4条)により、極東での軍事的存在上死活的な重要性を有する陸軍補給兵站基地、海軍主要根據地(特に横須賀及び佐世保)、空軍の常駐並びに補給中継基地(特に横田及び三沢)及び主要通信中継基地を使用している。日本の高度の産業技術に支えられたこれらの基地に匹敵するものは、裏に米國西海岸まで皆無であり、米國の戦争抑止力維持への貢献度は絶大である。近時発生したこれら基地をめぐる各種の問題は、日米両政府の緊密な協力の下に時代の進展にあわせるべく善処されつつある。日本政府は一部暴徒による不法行為は世界的に優秀な日本の警察力を用い断乎として規制し、これら基地の最も効果的な機能発揮を常に保証してきた。ついで、

⑤ (日本は完全な同盟国) かくのごとく日本は安保条約を忠実に履行しており、国

際約束は必ずこれを守るとの固意を貫いてきている。日本の経済面の実力と相まって日本はその憲法上の制約にもかかわらず、米國が極東の勢力均衡を維持する努力を十分に支援しており、米國にとり不可欠、かつ、完全な同盟国としての面目を発揮している。日本はこの意味で決して米國の防衛方に「ただ乗り」しているのではなく、逆にこの防衛力にまつて死活的に重要な貢献をしているのである。

⑥ (NPTと安全保障) 現在窮極的に世界の均衡を保っている米ソ両大國の核兵器の拡散防止及びその軍縮にはわが國ももとより重大な関心を抱いてきたが、今後米國の御尽力により、ソカ國軍縮委員会に加入して積極的に貢献しうることとなり、私はここに貴長官に感謝の意を表明したい。なおこの機会に貴國側のお考えを聞いた上で、日本としての核不拡散条約に対する最終的態度を決めて行きたい。

#### (4) 日米懸案解決への努力

はじめに述べた日米兩國の相互協力、依存関係の基本は今後永く変わらず、兩國間にはしばしば見解の相違や懸案が存在し、その解決がなかなか容易でなくても、友好関係の枠内で話し合いにより解決することができるのであり、またその努力は常になされねばならない。

(1) (貿易、経済) 貿易、経済関係は日米兩國間に恒常的に存在する高度に互恵的なもので、この面での問題の解決は一層高い利益を長期間にわたり兩國民に与える契機となるものである。現在注目されている自由化問題について日本政府は従来から多大の困難を克服して、世界的傾向たる自由化を日本で実現するため真剣な努力を傾注しており、(近く関係閣僚会議で自由化の方針を再確認する)、その前向きな姿勢は正当に評価されねばならない。

かかる際、米國側の対米繊維品輸出規制

懸念は根拠に乏しく、かつ、世界の進運たる自由化に逆行し、ひいては本大臣より先般米日されたスタンス商務長官に申上げたごとく、日本政府の国内自由化への営々たる努力を無に帰せしめるおそれがある。

(2) (航空) このほか兩國間に太平洋航空問題があり、来る23日より日米事務当局間の協議が当地で予定されているが、これも太平洋航空運送の均衡ある発展を日米兩國が協力して達成するという高い視野から解決して行くべきものである。

(3) (ミクロネシア問題解決)

上述の諸問題は友好関係の存在に伴い常に発生するものであるが、これとは別に現在兩國間最大の懸案となつている沖縄返還問題に象徴される第2次大戦の戦後処理問題がある。しかしこれらも日米双方の忍耐強い努力で逐次片付けられ、長年懸案のミクロネシア問題も双方のえい知による譲歩

理由  
の結果さしもの期間も解決（4月/8日太平洋信託統治地域に関する協定署名、5月28日東京院外務委員通過）され、ここに残るは沖縄問題のみとなつた。これは両国の友好協力関係の強さに対し強い自信を与えるものである。

## 5 沖縄返還問題

### (1) 問題の重要性、緊急性

(1) (その本質) 本問題は1957年の岸・アイゼンハワー会談以来、歴代の日米最高首脳者間で話し合いが行なわれてきたが、今や唯一の残存戦後処理案件として真に対等のパートナーたる日米友好関係の堅持のため一刻も早く解決を要する緊急、かつ、危険な問題である。第二次大戦後すでに4半世紀を経た今日、未だに日本の領域の一部と100万人近い多数の日本国民とが、いかに同盟国とはいえ外国の統治下におかれているという状態はきわめて不自然である。

沖縄の祖国復帰は沖縄住民を首む日本国民全部の最も緊切、強力な懇願たる国民的要求で、佐藤総理が「沖縄が返還されなければ戦後は終らない」と述べた言葉は、全日本人の気持を端的に表明している。同総理は1967年2度目の訪米の際、ジョンソン大統領との間に「日米両国政府が沖

領の施政権を日本に返還するとの方針の下に・・・沖繩の地位について共同かつ継続的な検討を行なうこと」に合意し、ここにはじめて解決の道がわいた。本年初頭同総理は国会の施政方針演説で、本年中に訪米しニクソン大統領との間に返還についての合意に達するとの決意を披瀝した。私はそのため貴長官と正式に交渉を開始したい。

(4) (内政の危機と日米関係) 国民の基本的な気持に根ざす本問題が今やわが国内政/上最大の問題たるは当然である。国内反政府反体制勢力は本問題を1970年問題と相まつて倒閣、反米に利用しようとし、懸命で、安保条約が自然に継続される以上、その政變目標は沖繩に転換される。仮に沖繩問題の解決が日本国民の期待に反し著しく遅延または不完全なものとなれば、これら勢力により絶好の導線を提供し、日本政府の絶大の努力にもかかわらず、1960年当時を上回る感によりや、選挙における対米協

力を旨とする現内閣の敗北や自民党の過渡等の可能性がでてき、政治的安定を失つた日本のアジアでの役割りの低下は明らかとなる。

かくては国民の対米信頼は悪影響を受け、沖繩現地に波及して好ましからぬ事態の起るべきことが予想され、日米友好協力関係上不利益、かつ、不幸なことはいくらでもない。他方友好的な話し合いによる早期解決は、世界に対し日米両国が困難な領土問題をセトルし、一切の戦後処理問題が解消したことを実証し、自由陣営の權威を高めるとともに、日本政府及び国民をして一層強力に北方領土問題解決に取り組ませることとなる(現在すでに「北方協会」設立の法的措置がとられている。)

日本政府はヴェトナム紛争が終らず、朝鮮半島の情勢もきびしい折柄、米政府が沖繩問題を容易に推進できないことは十分認識しているが、事態は急を告げており、

佐藤総理訪米時の解決が不可欠であるので、米國が高度政治的困難から決断を下すことを切望する。

(2) 在沖繩米軍基地

(イ) (日本の責任) 日本政府は在沖繩米軍基地が日本及び極東全体の安全保障上不可欠であると確信し、施設撤去後日米安全保障条約及び地位協定に基づく施設区域としての存続を強く望んでおり、その上はその軍事的抑止機能を十分効果的に發揮し続けるようにする責任を負うのは当然と考える。外部に対する沖繩局地防衛責任は勿論第一義的にわが國のものとなるので、目下政府内部でその体制整備につき検討中(別途説明)であるが、これにも増して重要な治安の維持は、世界屈指の優秀な警察力を背景に責任をもつて行なう決意である。

(ロ) (國民の支持と安保完全適用) しかしながら、沖繩住民を含む日本全國民の理解と協力をなくしては上記の責任完遂は困難で

あり、特に人口稠密な沖繩に散在する米軍基地の大きな対内的性格からして絶対的に不可欠である。かかる観点から、返還後の沖繩の米軍基地の廢撤はそのような協力をえられる形のものとしなくてはならない。日本政府は國民の凶技兵器に対する強い排除感情、自主権國家として自らの行為に責任をもつには、自國領域からの米軍の戦闘作戦行動には安保条約に基づく協力を事前を受けなくてはならないとの考え方、沖繩を返還後も本土と差別してはならないという気持、を十分に考慮せずしては、國民的な支持を得ることは不可能と判断している。従つて以上の点からして沖繩の返還に際しては、安保条約及び事前協定に関する交換公文を含む関連取極が本土におけると同様、そのまま適用されねばならず、國會の承認を必要とする特別取極は避けるべきだと考えている。

付 (基地の態様) 今後米國政府との商合  
いで最も問題となるのは、核兵器と戦闘作  
戦行動のための沖縄基地の使用である。

(1) 核兵器については、返還後の沖縄で常  
時その配置を認めることは国民感情上剛  
直困難である。現在これが配置されてい  
るのであれば、返還時までには撤去される  
要があり、その後の持込みは事前協議の  
対象とされるべきである。

(2) 戦闘作戦行動のための沖縄基地の使用  
も、返還後は事前協議の対象とされるべ  
く、その際の抑止機能の十全發揮を確保  
する目的で、かかる基地使用の予想され  
る場合につき、日米共同で検討を行ない  
たく、これが今後の交渉の中心的課題と  
されるべきである。互に平直、真剣に  
考えを出し合つて協議したいが、まずは  
現に極東防衛の責を担つておられる米側  
の考えを承るのが順序と風。 (なお、  
このため日米安全保障協定等の場を利用  
することが考えられる。)

### (3) 総理の訪米

本年末の訪米の際総理と大統領との間で合  
意されるべき事項は次の三つであると思われる。

#### (1) 返還の時期

返還協定締結(注)及び返還準備に必要  
な期間及び本土・現地の国民世論が待ち耐  
えうる限度を考慮して、遅くも1972年  
中とすべきものとする。

(注) 法律、財政その他多くの分野にわたり多くの複雑  
な問題解決を要する。

#### (2) 返還後の基地の態様の確認

日米安保条約及び事前協議の交換公文を  
含む関連取極が、本土同様そのまま沖縄に  
適用されることとすべく、このため返還時  
までに沖縄には核兵器が配置されていない  
状態にする必要がある。この点に関し、短  
期的な軍事面のみではなく、長期的、かつ、  
高次元の政治的判断が要請される。

#### (3) 復旧準備の大筋の明確化

中央での返還協定交渉と平行して、沖縄  
(終結)



現地では施政権引渡りの円滑化を図るための準備を日米等関係者間で随力に推進の要あり、これが民生と直結し、また少なからざる出費が予想されるため、その方法及び機密などの大筋を定め、もつて民心安定に資する必要がある。(なお、問題が複雑多岐のため総理訪米に先立ち日米間の非公式協議検討をなるべく早目に始めることが望ましい。)

(4) 米國によつての利益

米側の一部には沖縄返還は米國に犠牲を強いるのみなので、日本もこれに見合ひ代償を払うべしとの考えがあるとも聞いているが、これは非常な誤りで、實際は長い目でみて米國により積極的な利益を与えるものである。すなわち、(1)ただに米國による同盟国領土・國民の隔離という害處が明らかで不自然状態の是正による政治的好影響のみならず、(2)100万住民行政に伴うエネルギーの消費及び本國・現地の膨大な人員・経費上の負担、及び付巨

額にのぼる援助費の支出等が必要でなく<sup>る</sup>。さら<sup>に</sup>に付最も大事な軍事面でも同地防衛と治安維持の責任から解放され、戦争即止<sup>の</sup>能方の効果的維持に専念することができる。かくのごとく米國によつての有形無形の利益は國り知れざるものがある。

総理の訪米まで僅々数カ月のみ、この間巨大な貴國政府のみならず、議會方面、その他すべての関係者を納得させるに足るコンセンサスをうることがいかに大統領及び貴長官によつて難事業であるかはよく解る。しかし、当方には國民全体の強い気持がじかに総理以下当事者にのしかかつてあり、米側に劣らず難しい局面に臨んでいる。戦後25年日米関係の一概機に達しつつある今日、今後永きにわたり兩國關係を磐石の基礎にのせるべき大事業にともに挑む貴長官と本大臣とは、協力一致し兩國國民の付託にこたえないものである。

秘 極  
まで  
10 部の内  
6 号

四四・五・二六

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本国に返還されたときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約並びにこれに関連する諸取極がそのまま沖縄に適用されるべきであり、その適用にあたりなんらの追加的取極を必要としないこと、このため必要を措置（沖縄に核兵器が存在する場合にはその撤去を含む）が施政権返還までに執られるべきこと、また、施政権返還後は、合衆国軍隊は、同条約及び取極の規定に従い沖縄の施設及び区域の使用を許されるべきことに意見が一致した。

これに関連して、総理大臣は、日本国の安全は、極東における国

際の平和及び安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって、極東の諸国の安全は日本国の重大な関心事であるとの日本国政府の認識を強調した。総理大臣は、日本国政府のかかる認識に照らせば、前項に述べられた態様による沖縄の施政権返還は日本国を含む極東の諸国の防衛のために合衆国が負っている国際義務の効果的履行と両立し得べきものであるとの見解を表明し、大統領は、総理大臣と同意見である旨述べた。

(注) 右に開連し、必要に応じ、なんらかの形式により日本国政府の次の立場を表明することを考慮する。

「 総理大臣は、特に韓国に対する武力攻撃の発生は日本国の安全に重大な影響を及ぼすものであるとの日本国政府の基本的認識を明らかにし、韓国に対して生じた武力攻撃に対処するため合衆国軍隊が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用することについて、安保条約第六条の実施に関する交換公文に定める事前協議に対して日本国政府が執るべき態度は、かかる基本的認識に立つて決定されるものである旨を明らかにした。」

極 秘  
10部の内  
6号  
Confidential

Draft Joint Communique

(Excerpts)

The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion of the administering powers over Okinawa to Japan, the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America and its related arrangements should apply intact to Okinawa, requiring no additional arrangements in their application, that necessary measures to this end, including the removal from Okinawa of nuclear weapons, if any existed, should be taken by the time of the reversion, and that, after the reversion, United States armed forces should be granted the use of facilities and areas in Okinawa in accordance with the provisions of the said Treaty and arrangements.

In this connection, the Prime Minister affirmed the recognition of his Government that the security of Japan

-2-

could not be adequately maintained without international peace and security in the Far East and, consequently, the security of countries in the Far East was a matter of serious concern for Japan. The Prime Minister was of the view that, in the light of such recognition on the part of the Government of Japan, the reversion of the administering powers over Okinawa to Japan in a manner stated in the preceding paragraph should be compatible with effective discharge of the international obligations assumed by the United States for the defence of countries in the Far East, including Japan. The President replied that he shared the Prime Minister's view.

(The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that, in particular, an armed attack against the Republic of Korea, if it occurred, would seriously affect the security of Japan. The Prime Minister further stated that such recognition would form the basis on which the Government of Japan would determine its position vis-à-vis prior consultation under the exchange of notes concerning the implementation of Article 6 of the Security Treaty on the use by United States armed forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations from Japan to meet the armed attack against the Republic of Korea.)